

岩手県告示第677号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づく岩手県三陸南沿岸六ヶ浦漁港海岸六ヶ浦地区海岸に係る海岸保全区域の指定を廃止する。

令和2年11月4日

岩手県知事 達 増 拓 也